

才 体育館機能

(ア) 設置目的

区民のスポーツ・レクリエーションの振興を図り、心身の健全な発達に寄与する。

(イ) 新たな区民センターにおける体育館機能の基本的な考え方

区民センターの建設当時は、時代の求めにより体育館以外にも運動・レクリエーション専用の機能が整備されましたが、以降、区内でも数多くの体育館を整備し、また、都内にも多様な運動施設が整備されてきました。こうした時代の推移に伴い、これまで専用スペースを有していた卓球やアーチェリーは体育館で楽しめるようにすることとし、より多くの区民の心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進を図ります。

さらに、新たな区民センターは、地域でのコミュニティ活動機能を始め、社会教育、芸術文化活動、青少年健全育成などの生涯学習機能、産業振興機能や男女平等・共同参画センター機能に加え都市公園をも含む幅広い区民活動支援機能を有する複合施設であり、各機能と融合しながら様々に展開されることとなる区民活動との連携・協力なども念頭に置いたスポーツ・レクリエーション環境づくりを進める体育館機能を充実していきます。

(ウ) 運営・管理方針

指定管理者制度による。

(エ) 実施事業

事業内容	体育室を活用したスポーツの機会の提供	
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> バスケットボール、バレーボール、バドミントン、フットサル、ソフトテニス等に加え、卓球やインドアアーチェリー（射手からのまでの距離は30m以内を想定）など新たな屋内スポーツのニーズに対応できる機会を提供する。 	
役割分担	区	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画の承認
	指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> プログラム、イベントの企画（インドアアーチェリーは、当該種目専用時間を設ける等、特に安全配慮を行うこと） 体育室の予約、利用者登録、貸出管理、教室事業の実施
実施する空間	<ul style="list-style-type: none"> 体育室 	

事業内容	屋内プールの運営	
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 乳児から高齢者まで世代を問わず水泳を楽しむことができる屋内プールを整備する。 	
役割分担	区	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画の承認
		<ul style="list-style-type: none"> 屋内プールに共通した運用ルールの策定

	指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内プールの利用受付、監視業務 ・衛生管理業務、教室事業の実施
実施する空間		<ul style="list-style-type: none"> ・屋内プール

事業内容		屋内プールを活用した小学校の水泳指導
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・下目黒小学校の水泳授業に屋内プールを利用する。なお、小学校の水泳授業の際は、児童による専用利用とする。 ・下目黒小学校以外の近隣小学校の水泳授業利用も想定する。
役割分担	区	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の引率・指導・評価、安全管理（学校） ・利用時間の調整（区）
	指定管理者または民間事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・水泳指導（技術指導） ・学校との指導内容の確認、調整 ・学校との利用時間の調整 ・水泳指導中の監視、安全確認
実施する空間		<ul style="list-style-type: none"> ・屋内プール

事業内容		トレーニング室の運営
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・トレーニング機器の指導や運動プログラム等の提供を行い、区民の健康づくりに資する取組を実施する。
役割分担	区	<ul style="list-style-type: none"> ・トレーニング機器の導入・更新の承認
	指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・トレーニング施設の維持管理 ・安全管理及び指導 ・運動プログラムの助言
実施する空間		<ul style="list-style-type: none"> ・トレーニング室

事業内容		スポーツ教室の開催
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> ・区民が気軽にスポーツに触れる機会を設けるため、初心者から経験者まで、年齢を問わず多様な人が参加できる教室を開催する。
役割分担	区	—
	指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ教室の企画、開催
実施する空間		<ul style="list-style-type: none"> ・体育室 ・屋内プール ・公園

(オ) 体育館機能として整備する空間

以下の専用空間について、全体として約 2,300 m²を想定します。

空間名	専用	共用	備考
体育室（倉庫及び付随施設含む）	○		<ul style="list-style-type: none"> ・バスケットボール及びバレーボールの公式コートが1面確保できる規模とする。 ・バレーボールを実施する上で支障がない天井高を確保する。 ・天井吊り下げ式バスケットゴールを設置する。 ・備品を収納する倉庫を併設する。 ・放送室を併設する。 ・風の影響を受けやすい種目に配慮した冷暖房設備を備える。 ・インドアアーチェリーなど、特に安全面への配慮が必要な種目については、対策のための備品等を備えること。
トレーニング室	○		<ul style="list-style-type: none"> ・現状と同等程度のトレーニング機器を利用できる空間とする。 ・換気性能の充実を図るため、空調設備に加えて、直接外気の取り入れが可能な空間配置とする。 ・医務室等で使用できる空間を併設する。 ・鏡を設置する。 ・トレーニングスタジオに隣接して配置する。
トレーニングスタジオ	○		<ul style="list-style-type: none"> ・様々な教室事業に対応できるように、音響設備を備えるとともに、部屋全体が映る大きな鏡、バレエ教室等の実施を踏まえたバーを複数設置する。 ・e スポーツ実施に対応する設備を備えた空間とする。 ・換気性能の充実を図るため、空調設備に加えて、直接外気の取り入れが可能な配置とする。 ・トレーニング室に隣接して配置する。
屋内プール（付随施設含む）	○		<ul style="list-style-type: none"> ・25m プールとし、6レーンを確保する。 ・プールサイドからプールへ入るためのスロープを設置する。 ・幼児用プールを併設する。 ・監視室を併設し音響設備を設ける。
更衣室・ロッカー・シャワー室	○		<ul style="list-style-type: none"> ・屋内プール用とそれ以外の施設用（体育室、トレーニング室、トレーニングスタジオ、庭球場）に分けて設置する。 ・湿度が高い屋内プールの更衣室については、換気機能を強化する。
庭球場（テニスコート）	○		<ul style="list-style-type: none"> ・多目的な用途かつ目的ごとに容易に切替え可能な設えとする前提で、2面整備すること。なお、建物屋上での設置を可とする。 ・夜間利用等に対応した設備を備えたものとする。
受付	○		<ul style="list-style-type: none"> ・順番待ちができる空間の確保を図る。

(カ) 工事期間中の対応

工事期間中は休館します。

庭球場（テニスコート）整備の視点

テニスコートは、現在、区民センター公園内に2面設置しています。

整備当時は、周辺にスポーツ・レクリエーション施設が現在ほど充実しておらず、また、区立のテニスコートが2面のみであったことから、都市公園の中に2面整備したものです。その後、区立テニスコートの整備を全区的に進めた結果、現在では区全体で14面となっています。一方で、テニスコートや屋外プールが区民センター公園面積の約半分を占めていることから、多くの方が集い、安らぐといった公園本来の使い方の充実という観点では課題があるという指摘もあります。

公園は、屋外における休憩、交流等のレクリエーション活動を行う場所となるだけではなく、ヒートアイランド現象の緩和等、都市環境の改善、生物多様性の確保等に大きな役割を持つとともに、地震等災害時における避難地等としての機能を持つ公共施設であり、防災面、環境面における公園の役割は年々増えています。特に、地域避難所である下目黒小学校、補完避難所である区民センターと一体的なオープンスペースを確保することで、地域の安全性の向上を図る必要があります。

こうした状況を踏まえ、区民センター公園に整備すべき機能の優先度について以下の視点を持って検討を行った結果、基本計画（素案の案）において、新たな区民センターの事業提案の募集では、テニスコートは公園としての機能を損なわないことを条件として「屋上設置も可」「1面以上」の整備を求めることとし、具体的な整備の面数は、全体計画の機能や配置プランなどの事業者提案を総合的に評価していくこととしました。

「基本計画」では、テニスコートを複数面整備する場合には、特定目的の空間はコンパクト化及び多機能化という全体コンセプトを踏まえて、例えば児童の下校時刻以降はフットサルやドッジボール、バスケットボールなど多目的な用途とする等、柔軟かつ多くの区民が利用出来る運用、目的ごとに容易に切替え可能な設えを求めていくこととし、区民意見等を踏まえてあらためて考え方を整理した結果、面数については現状と同様、2面整備することとしたものです。

【検討の視点】

①公共性

○区民の生命・生活の維持（安全・防災）又は区民生活の質の向上（いこい・交流）など、施設が提供するサービスの必要性。

○区民全体の中で不特定多数が対象か、又は特定少数が対象かなど、サービスの公益性。

○スポーツ種目全体における運動機会の公平性。

②有効性

○公共用地における空間確保の有効性

（園児や小学生等こどもの居場所、祭事等の充実など公園を活用した事業充実、多機能性）

③代替性

○都や民間に同様又は類似の利用可能な施設がどの程度あるか、また、区が直接提供しなければならない施設サービスか。